農業管年金尼ついて

農業に従事されている方は誰でも加入できます!

~若い農業者の皆さんへ、政策支援加入(保険料の国庫補助)で将来の安心を!~

保険料の国庫補助対象者と補助額			
区分	必要な要件	保険料(国庫補助額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し 経営に参画している配偶者または後継者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たすもので、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円(6千円)	1万6千円(4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に 区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円(6千円)	_

農業者年金は、60歳未満の国民年 金第1号被保険者(国民年金保険料納 付免除者を除く。)であっても年間60 日以上農業に従事している方であれ ば誰でも加入できます。

政策支援は、国民年金第1号被保険 者等の農業者年金への加入要件に加 え、次の条件を満たせば受けられます。

- ①39歳までに加入
- ②農業所得が900万円以下
- ③認定農業者で青色申告者等(左表)

- ※国庫補助額は月額保険料月額2万円で固定に対する補助額(割合)です。
- ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
- ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
- ※区分1~5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分

(国庫補助額が減額になることがあります。)または通常の保険料への変更が必要です。

詳しくは・・・ 農業者年金基金

検索



お問い合せ先

独立行政法人農業者年金基金

電話(03)3502-3199(相談員) FAX (03) 3502-3942 (企画調整室)

出産前後の 国民年金保険料が 免除になります

平成31年4月から出産前後期間の国民年 金保険料が免除される制度が始まりました。

平成31年2月1日以降に出産をした方が 対象となり、出産予定日または出産日が属 する月の前月から4か月間の国民年金保険 料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできま すので、お早目の届出をお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホーム ページ (https://www.nenkin.go.jp) から 印刷をするか、住民税務課及び各振興セン ターの窓□または年金事務所に備え付けて あります。

担当: 鏡野町住民税務課 国民年金担当 赤田 電話 (0868) 54-2985

お子様の教育資金を 「国の教育ローン」 (日本政策金融公庫) がサポート

「国の教育ローン」は、高校・短大・大学・ 専修学校・各種学校や外国の高校・大学 等に入学・在学するお子様をお持ちのご 家庭を対象とした公的な融資制度です。

●ご融資額

お子様1人につき350万円以内

●金 利 年1.66%

※母子家庭の方などは年1.26% (令和元年11月1日現在)

●ご返済期間 15年以内

※母子家庭の方などは18年以内

申込み・お問い合せ先

教育ローンコールセンター 電話 0570-008-656 または 03-5321-8656